

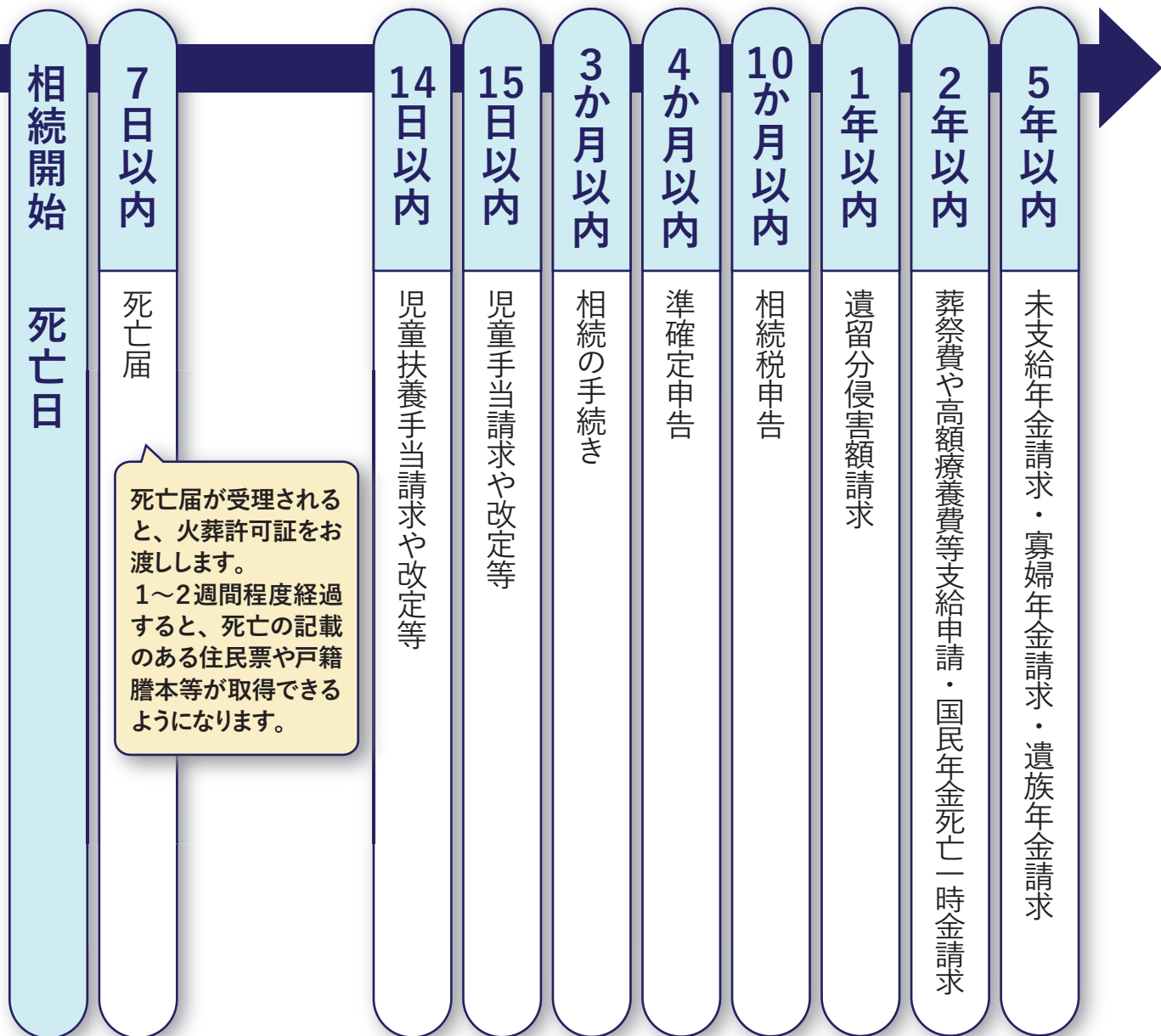
お
く
や
み
ハ
ン
ド
ブ
ッ
ク

いすみ市
IsumiCity

ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでお悔み申し上げます。
いすみ市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた
「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
本冊子が皆様のお手続きの一助となれば幸いです。





MEMO

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
証明書等	戸籍(除籍)謄本の取得	<input type="checkbox"/>	市民課 市民班	P.5
	住民票(除票)の取得	<input type="checkbox"/>		
	マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>		P.6
	印鑑登録証	<input type="checkbox"/>		
国民健康 保険	葬祭費の申請	<input type="checkbox"/>	市民課 国保年金班	P.7
	高額療養費の申立て申請	<input type="checkbox"/>		P.8
	療養費の申立て申請	<input type="checkbox"/>		
後期高齢者 医療制度	葬祭費の申請	<input type="checkbox"/>	市民課 国保年金班	P.9
	保険料還付金の口座依頼	<input type="checkbox"/>		
	高額療養費の申立て申請	<input type="checkbox"/>		P.10
	療養費の申立て申請	<input type="checkbox"/>		
年金	年金受給権者死亡届	<input type="checkbox"/>	市民課 国保年金班 又は、千葉年金事務所 ※年金の加入状況等により 担当窓口が異なります	P.11
	未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>		P.12
	死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/>		P.13
	寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/>		P.14
	遺族基礎年金の請求	<input type="checkbox"/>	P.15	
	遺族厚生年金の請求	<input type="checkbox"/>	千葉年金事務所	P.16
	農業者年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	
	議員年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	議会事務局	P.17
税金	市税の相続人代表者の指定(市民税、 国保税、固定資産税)	<input type="checkbox"/>	税務課 課税班	P.18
	軽自動車の廃車・名義変更等	<input type="checkbox"/>		
	法人代表者の変更等	<input type="checkbox"/>		税務課 収納・滞納整理班
	未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/>	P.19	
	納税に関する相談	<input type="checkbox"/>	P.20	
	市税口座振替の変更・解約	<input type="checkbox"/>		

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
介護	被保険者証等の返納	<input type="checkbox"/>	健康高齢者支援課 介護保険班	P.21
	保険料還付金の口座依頼	<input type="checkbox"/>		
	介護用品給付券の返納	<input type="checkbox"/>		
高齢者	見守りあんしん電話の撤去	<input type="checkbox"/>	健康高齢者支援課 高齢者包括支援班	P.22
	携帯型緊急通報システムの撤去	<input type="checkbox"/>		
	孫の手生活援助助成券の返納	<input type="checkbox"/>		
障がい	各種手当の喪失・変更	<input type="checkbox"/>	福祉課 社会・障害福祉班	P.23
	重度心身障害者(児)医療費受給券の返納	<input type="checkbox"/>		
	各種障害者手帳の返納	<input type="checkbox"/>		
	自立支援医療(精神通院)受給者証の返納	<input type="checkbox"/>		P.24
子ども	保育認定変更申請	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 保育班	P.25
	保育所(園)退所(園)手続き	<input type="checkbox"/>		
	児童手当認定請求又は未支払手当請求	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 子育て支援班	
	児童手当額改定届又は消滅届	<input type="checkbox"/>		
	児童手当受給者死亡届(資格喪失届)、未支払手当請求	<input type="checkbox"/>		
	児童扶養手当受給者死亡届(資格喪失届)、未支払手当請求	<input type="checkbox"/>		
	児童扶養手当認定請求	<input type="checkbox"/>		P.27
	ひとり親家庭等医療費等助成資格申請	<input type="checkbox"/>		
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券返納	<input type="checkbox"/>		
	火葬	火葬費助成金	<input type="checkbox"/>	環境保全課 生活環境班
改葬		改葬許可申請	<input type="checkbox"/>	

手続きチェックリスト

項目	手続き内容	チェック	担当窓口	ページ
埋葬	分骨証明	<input type="checkbox"/>	環境保全課 生活環境班	P.30
	火葬執行済証明	<input type="checkbox"/>		
ペット	犬の登録事項変更届出	<input type="checkbox"/>		P.31
農地 森林	農地法による届出	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	P.32
	森林法による届出	<input type="checkbox"/>	農林課 鳥獣・里山対策室	
市営住宅	異動の届出等	<input type="checkbox"/>	建設課 都市整備班	P.33
水道	水道使用者等の名義変更	<input type="checkbox"/>	水道課 水道業務班	P.34
	水道使用料の口座変更	<input type="checkbox"/>		
その他	自死遺族支援	<input type="checkbox"/>	千葉いのちの電話事務局	

MEMO

市役所での手続き

住民

A 戸籍(除籍)謄本の取得

本籍地がいすみ市のとき

必要な持ち物

・本人確認書類

※関係性が確認できる戸籍が必要な場合があります。
※本籍地が他市の場合郵送請求での申請ができます。
詳しくは本籍地にお問合わせください。

<証明の種類・手数料>

証明の種類	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通 450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通 750円
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	
改製原戸籍謄(抄)本	
戸籍の附票	1通 300円

請求ができる人

戸籍に記載されている人又はその配偶者、直系尊属(父母、祖父母)、直系卑属(子、孫)

※上記に記載のない方が申請する場合、委任状等の書類の添付が必要になりますので、事前にお問合わせください。

窓口

大原庁舎 市民課 市民班

☎ 0470-62-1114

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2113

B 住民票(除票)の取得

住所地がいすみ市のとき

必要な持ち物

・本人確認書類

・利害関係人とわかる疎明資料(戸籍謄本や提出先からのお便り)

<備考>

※同一世帯以外の世帯主、続柄、本籍、筆頭者の表示は疎明資料が必要です。

※マイナンバーは表示できません。

※提出先、使用目的が必要です。

請求ができる人

同一世帯の人、利害関係人等

窓口

大原庁舎 市民課 市民班

☎ 0470-62-1114

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2113

住民

C マイナンバーカード等

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたとき

必要な持ち物

※番号制度の対象手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となる場合がございますのでマイナンバーカードの返納は不要です。

※亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となりますので、窓口までお持ちください。

期限

なし

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 市民班

☎ 0470-62-1114

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2113

D 印鑑登録証

印鑑登録をされていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

・亡くなられた方の印鑑登録証

※亡くなられた方の印鑑登録は無効となりますので、窓口までお持ちください。

期限

なし

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 市民班

☎ 0470-62-1114

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2113

手続きの際の本人確認書類

下の一覧のうち、aなら1点、bなら2点。有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限りま

a

運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付のもの）、在留カード、船員手帳等本人の顔写真付の公的証明書、平成24年4月1日以降発行の運転経歴証明書等

b

国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険証、年金手帳、年金証書、顔写真付学生証（私学等）又は社員証、住民基本台帳カード（顔写真のないもの）等

※マイナンバーの通知カードは本人確認の書類にはなりません。

※代理人が申請するときは、代理人の本人確認をします。また、委任状が必要となる場合がありますので、担当課へお問合わせください。

国民健康保険

A 葬祭費の申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- ・会葬礼状又は葬儀費用の領収書
- ・預金通帳等(葬祭を行った喪主の方等の振込先がわかるもの)
- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・葬祭を行った喪主の方等と別世帯の代理の方が手続きをするときは申立書

期限

葬儀を行った日の翌日から
2年以内

手続きができる人

葬祭を行った喪主の方等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

B 高額療養費の申立て申請

国民健康保険に加入していた方が、高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

必要な持ち物

- ・手続きに来る方の本人確認書類
- ・預金通帳等(相続人等のもの)

期限

診療月の翌月の1日から
2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

後期高齢者医療制度

A 葬祭費の申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
- ・会葬礼状又は葬儀費用の領収書
(領収書の場合は窓口にて申立書の記入が必要)
- ・預金通帳等(喪主の振込先がわかるもの)
- ・請求者(喪主)と振込先名義が異なる場合は委任状

期限

葬儀を行った日の翌日から
2年以内

手続きができる人

葬祭を行った喪主の方等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

B 後期高齢者医療保険料還付金の口座依頼

後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・預金通帳等(相続人のもの)

期限

還付が発生してから2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

後期高齢者医療制度

C 高額療養費の申立て申請

後期高齢者医療制度に加入していた方・口座名義人が、高額療養費の支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

必要な持ち物

- ・印鑑(新しい申請者のもの)
- ・預金通帳等(新しい口座名義人のもの)
- ・委任状(申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

診療月の翌月の1日から
2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

D 療養費の申立て申請

後期高齢者医療制度に加入していた方が、療養費の申請中で支給決定前・振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

必要な持ち物

- ・印鑑(相続人等のもの)
- ・預金通帳等(相続人等のもの)
- ・委任状(申請者と口座名義人が異なる場合)

期限

診療月の翌月の1日から
2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

B 未支給年金の請求

年金を受けている方が亡くなったとき

受給していた年金が国民年金のみの場合の必要書類

- ・死亡者の年金証書
- ・死亡者の住民票除票(本籍・続柄の記載されたもの)★
- ・請求者のマイナンバーカード又は通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
- ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載されたもの)★

※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。

- ・死亡者と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・生計同一関係に関する申立書(死亡者と請求者が別世帯の場合に必要です)
- ・請求者の預金通帳又はキャッシュカード
- ・請求者の本人確認書類
- ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

※厚生年金等を受給していた場合の必要書類については、千葉年金事務所にお問合わせください。

期限

受給権者の年金の支払日の翌月1日から5年以内

手続きができる人

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

窓口

受給していた年金が国民年金のみの場合

大原庁舎 市民課 国保年金班

☎ 0470-62-1115

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2112

受給していた年金が厚生年金等の場合

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

MEMO

C 死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなったとき

必要な持ち物

- ・死亡者の年金手帳
 - ・死亡者の住民票除票(本籍・続柄が記載されたもの)★
 - ・請求者のマイナンバーカード又は通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄が記載されたもの)★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・死亡者と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
 - ・生計同一関係に関する申立書(死亡者と請求者が別世帯の場合に必要です)
 - ・請求者の預金通帳又はキャッシュカード
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

期限

死亡日の翌日から2年以内

手続きができる人

亡くなった方と生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方

※死亡一時金と寡婦年金の両方に当てはまる場合は、どちらか一方を選択します。

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

MEMO

D 寡婦年金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫がなくなったとき
 ※平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です

必要な持ち物

- ・死亡者の年金手帳
 - ・死亡者の住民票除票（本籍・続柄の記載されたもの）★
 - ・請求者のマイナンバーカード又は通知カード（氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ・請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載されたもの）★
 - ・請求者の所得証明書 ★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・戸籍謄本
 - ・請求者の預金通帳又はキャッシュカード
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・年金証書（公的年金から年金を受けているとき）
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

～死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類～

- ・第三者行為事故状況届（所定の様式あり）
 - ・交通事故証明又は事故が確認できる書類
 - ・確認書（所定の様式あり）
 - ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
 - ・損害賠償金の算定書
 - ・損害保険会社等への照会にかかる同意書
- ※詳しくは千葉年金事務所へお問い合わせください。

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻

※支給は妻が60歳から65歳になるまでの間です。

※死亡一時金と寡婦年金の両方に当てはまる場合は、どちらか一方を選択します。

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班

☎ 0470-62-1115

夷隅地域市民局 夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬地域市民局 岬地域市民班

☎ 0470-87-2112

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

E 遺族基礎年金の請求

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者・受給資格を満たした方が亡くなられたとき(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あること)

必要な持ち物

- ・死亡者の年金手帳
 - ・死亡診断書(コピー可)
 - ・死亡者の住民票除票(本籍・続柄の記載されたもの)★
 - ・請求者のマイナンバーカード又は通知カード(氏名・住所が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ・請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載されたもの)★
 - ・請求者(子を含む)の所得証明書 ★
- ※マイナンバーを記入いただいた場合は★の書類は省略できます。
- ・死亡者と請求者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)
 - ・請求者(子を含む)の預金通帳又はキャッシュカード
 - ・請求者の本人確認書類
 - ・代理の方が手続きをするときは委任状と代理人の本人確認書類

～死亡の原因が第三者行為の場合に必要な書類～

- ・第三者行為事故状況届(所定の様式あり)
- ・交通事故証明又は事故が確認できる書類
- ・確認書(所定の様式あり)
- ・被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- ・損害賠償金の算定書

～その他状況によって必要な書類～

- ・年金証書
- ・合算対象期間が確認できる書類

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

亡くなった方に生計を維持されていた「18歳未満の子のある配偶者」又は「18歳未満の子」。(子が障害年金等級1・2級に該当する場合は20歳)

窓口

大原庁舎 市民課 国保年金班
☎ 0470-62-1115
夷隅地域市民局 夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬地域市民局 岬地域市民班
☎ 0470-87-2112

死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合
千葉年金事務所
☎ 043-242-6320

年金

F 遺族厚生年金の請求

1. 厚生年金被保険者が死亡したとき、又は厚生年金被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。)
2. 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。
3. 1・2級の障害厚生(共済)年金を受けられる者が死亡したとき。

必要な持ち物

詳しい内容や必要な書類は年金事務所にお問合わせください。

期限

死亡日の翌日から5年以内

手続きができる人

死亡した者によって生計を維持されていた①妻②子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者又は20歳未満で障害年金等級1・2級の者)③55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限る、遺族厚生年金も合わせて受給できます。)

※子のない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。

※子のある配偶者、子(子とは18歳到達年度の年度末を経過していない者又は20歳未満で障害年金等級1・2級の障害者に限る)は、遺族基礎年金も併せて受けられます。

窓口

千葉年金事務所
☎ 043-242-6320

G

農業者年金に係る死亡届・未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求

農業者年金を受給されている方が亡くなられた場合

必要な持ち物

- ・農業者年金証書
- ・受給権者の死亡日がわかる戸籍の謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村の証明書等の書類
- ・印鑑

※未支給年金の請求・死亡一時金の裁定請求する場合は追加で書類等が必要になりますので、詳細は最寄りの農協窓口にお問合わせください。

期限

亡くなられてから速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

最寄りの農協窓口

税金

A 相続人代表者の指定

納税者、特別徴収義務者又は固定資産をお持ちの方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・相続人代表者指定届出書(固定資産税)
- ※相続放棄をしている場合には、その旨を確認できる書類(相続放棄申述受理証明書)の写し
- ※その他、相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 課税班
☎ 0470-62-1116

B 軽自動車の廃車・名義変更①

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・原動機付自転車(総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー・電動キックボード)
- ・小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフト等)

必要な持ち物

- ・軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
- ・標識交付証明書
- ・標識(ナンバープレート)、標識を紛失した場合には200円の弁償金
- ※相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 課税班
☎ 0470-62-1116

B 軽自動車の廃車・名義変更②

次の車両の所有者が亡くなられたとき

- ・軽自動車(総排気量125cc超250cc以下の2輪・3輪・4輪等)
- ・2輪の小型自動車(総排気量250ccを超えるもの)

必要な持ち物

- ※市役所以外での手続きが必要です。(P.36参照)
- 市での確認後、ご案内しますので、右記担当窓口までお問合わせください。

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 課税班
☎ 0470-62-1116

税金

C 法人代表者の変更等

法人の代表者が亡くなられたとき

必要な持ち物

代表者の変更等

- ・法人届出書(変更後の登記事項証明書を添付)
- ・届出者の本人確認書類

期限

登記完了後速やかに

手続きができる人

変更後の代表者等

窓口

税務課 課税班

☎ 0470-62-1116

D 未登記家屋の名義変更

未登記家屋の所有者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・未登記家屋所有者変更申出書又は相続人全員の合意書
- ・遺産分割協議書全ページの写し
- ・亡くなられた方と相続人全員との相関図(又は戸籍謄本等)の写し
- ・遺産分割協議書に添付してある印鑑証明書すべての写し

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 課税班

☎ 0470-62-1116

E 納税に関する相談

市税の未納がある方

必要な持ち物

- ・納税通知書又は領収証書
- ・本人確認ができるもの(運転免許証等)

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 収納・滞納整理班

☎ 0470-62-1123

税金

F 市税口座振替の変更・廃止

亡くなられた方の名義で市税の口座振替を行っていた方

必要な持ち物

- ・納税通知書又は領収証書
- ・本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・(口座変更を行う場合)変更を希望する銀行口座の通帳又はキャッシュカード・銀行届出印

※口座振替変更/廃止依頼の手続きは、各金融機関の窓口で行っていただきます。

期限

速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

税務課 収納・滞納整理班

☎ 0470-62-1123

MEMO

介護

A 被保険者証等の返納

要介護・要支援認定をお持ちの被保険者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ・介護保険負担限度額認定証

期限

なし

手続きができる人

相続人等

窓口

健康高齢者支援課 介護保険班
☎ 0470-62-1118

B 介護保険料還付金の口座依頼

介護保険被保険者（65歳以上）が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・預金通帳等(相続人のもの)
- ※相続放棄をしている場合はその旨確認できる書類の提出を求める場合があります。

期限

還付発生日から2年以内

手続きができる人

相続人等

窓口

健康高齢者支援課 介護保険班
☎ 0470-62-1118

C 介護用品給付券の返納

対象者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・未使用の券

期限

なし

手続きができる人

家族・ケアマネ等制限はとくになし

窓口

健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
☎ 0470-62-1118

高齢者

A 見守りあんしん電話の撤去

見守りあんしん電話を利用されている方が亡くなられたとき

必要な手続き

- ・市に連絡した後に撤去日時調整のため下記業者へ連絡してください。
- ・総合警備保障(株)成田支社 0476-24-3221(平日 午前9時から午後6時まで 土日祝はお休み)

期限
なし

手続きができる人
家族・ケアマネ等制限はとくになし

窓口
健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
☎ 0470-62-1118

B 携帯型緊急通報システムの撤去

携帯型緊急通報システム事業を利用されている方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・貸出した端末機・充電器

期限
なし

手続きができる人
家族・ケアマネ等制限はとくになし

窓口
健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
☎ 0470-62-1118

C 孫の手生活援助助成券の返納

対象者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・未使用の券

期限
なし

手続きができる人
家族・ケアマネ等制限はとくになし

窓口
健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
☎ 0470-62-1118

障がい

A 各種手当の喪失・変更

下記の手当について対象の障がい児者、もしくは手当受給者が亡くなられたとき

- ・特別障害者手当
- ・重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・心身障害者扶養年金

必要な持ち物

手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

期限

速やかに（受給資格がなく手当を受給した場合は、手当の返還を求めることあり）

手続きができる人

制限なし（親族、後見人、施設職員等）

窓口

福祉課 社会・障害福祉班
☎ 0470-62-1117

B 重度心身障害者(児)医療費助成受給券の返納

重度心身障害者医療助成制度を受けていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・重度心身障害者(児)医療費助成受給券
- ・手続きに来る方の印鑑

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし（親族、後見人、施設職員等）

窓口

福祉課 社会・障害福祉班
☎ 0470-62-1117

C 各種障害者手帳の返納

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・障害者手帳
- ・手続きに来る方の印鑑
- ・(身体障害者手帳の場合)亡くなられた方のマイナンバーカード又は通知カード

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし（親族、後見人、施設職員等）

窓口

福祉課 社会・障害福祉班
☎ 0470-62-1117

D 自立支援医療(精神通院)受給者証の返納

自立支援医療(精神通院)を受けていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・自立支援医療(精神通院)受給者証
- ・手続きに来る方の印鑑

期限

速やかに

手続きができる人

制限なし(親族、後見人、施設職員等)

窓口

福祉課 社会・障害福祉班

☎ 0470-62-1117

MEMO

子育て

A 保育認定変更申請

保護者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・印鑑(認印可)

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

親族等

窓口

子育て支援課 保育班

☎ 0470-60-1120

B 保育所(園)退所(園)手続き

児童が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・印鑑(認印可)

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

保護者

窓口

子育て支援課 保育班

☎ 0470-60-1120

C 児童手当認定請求又は未支払手当請求

受給者が亡くなられたとき

必要な持ち物

- ・新しく受給者になる方の印鑑(認印可)、口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写し)、健康保険証の写し
- ・支給対象児童名義の口座確認書類

期限

受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内
(原則認定請求した翌日分から支給)

手続きができる人

新たに受給者になる方

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

D 児童手当額改定届又は消滅届

児童が亡くなられたとき

必要な持ち物

詳しくはお問合わせください。

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

受給者

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

E 児童手当受給者死亡届(資格喪失届)、未支払手当請求

受給資格者が亡くなられたとき

必要な持ち物

詳しくはお問合わせください。

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

死亡届出義務者

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

F 児童扶養手当受給者死亡届(資格喪失届)、未支払手当請求

受給資格者が亡くなられたとき

必要な持ち物

詳しくはお問合わせください。

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

死亡届出義務者

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

子育て

G 児童扶養手当認定請求

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父又は母、又は、父母に代わってその児童を養育している方が亡くなったとき

必要な持ち物

詳しくはお問合わせください。

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

左記受給者に代わり対象児童を監護（養育）する人

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

H ひとり親家庭等医療費等助成資格申請

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父又は母、又は、父母に代わってその児童を養育している方が亡くなったとき

必要な持ち物

詳しくはお問合わせください。

期限

認定申請をした日から助成対象（所得制限あり）

手続きができる人

左記受給者に代わり対象児童を監護（養育）する人

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

I ひとり親家庭等医療費等助成受給券返納

対象児童が亡くなったとき

必要な持ち物

・ひとり親家庭等医療費等助成受給券

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

受給者

窓口

子育て支援課 子育て支援班

☎ 0470-60-1120

J 子ども医療費助成受給券の返納

子ども医療費助成受給券の対象児童が亡くなられたとき

必要な持ち物

・子ども医療費助成受給券

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

保護者又は児童を監護する人

窓口

子育て支援課 子育て支援班
☎ 0470-60-1120

K 子ども医療費助成の保護者変更

子ども医療費助成受給券対象児童の保護者が亡くなられたとき

必要な持ち物

・子ども医療費助成受給券

期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

保護者又は児童を監護する人

窓口

子育て支援課 子育て支援班
☎ 0470-60-1120

MEMO

火葬

A 他火葬場を使用した際の火葬場使用料の一部補助

以下に該当し、町外又は組合外料金を支払ったとき

1. 旧夷隅町以外の市民が大多喜斎場無相苑を利用した場合
2. 旧岬町以外の市民が一宮聖苑を利用した場合

必要な持ち物

- ・申請者の本人確認書類
- ・火葬場使用料の領収書の写し
- ・振込先となる申請者の金融機関の口座番号のわかるもの
- ・委任状(火葬場使用料納入者以外が申請する場合。要押印)

期限

なし

手続きができる人

火葬場使用料納入者又は火葬場使用料納入者から委任された者

窓口

環境保全課 生活環境班
☎ 0470-62-1385

改葬

A 改葬許可申請

本市内の墓地等に埋蔵された遺骨を改葬したいとき

必要な持ち物

- ・右記担当窓口までお問い合わせください。

期限

改葬(予定)日より前

手続きができる人

墓地使用者

窓口

大原：環境保全課 生活環境班
☎ 0470-62-1385
夷隅：夷隅地域市民班
☎ 0470-86-2111
岬：岬地域市民班
☎ 0470-87-2111

埋葬

A 分骨証明

焼骨を分骨し、別々の墓地へ埋蔵したいとき

必要な持ち物

- ・申請者本人確認書類
 - ・火葬許可証及び分骨する枚数の火葬許可証のコピー
- ※墓地等に埋蔵、納骨された焼骨を分骨する場合は、墓地管理者(寺社等の営む墓地は住職等、共同墓地や個人墓地は代表管理者)へ届け出てください。
- ※大原聖苑以外の火葬場で火葬する又は火葬した場合は、火葬場設置自治体にお問合わせください。

期限

収骨前まで

手続きができる人

火葬申請者もしくは死亡者の親族

窓口

環境保全課 生活環境班
☎ 0470-62-1385

B 火葬執行済証明

埋火葬許可証を紛失した場合（本市以外の火葬場で火葬した場合を除く）

必要な持ち物

- ・火葬許可証発行窓口で再発行された「火葬許可証発行済証明書」(手数料300円)
 - ・申請者の本人確認書類
- ※大原聖苑以外の火葬場で火葬した場合は、火葬場設置自治体にお問合わせください。

期限

なし

手続きができる人

火葬申請者もしくは死亡者の親族

窓口

環境保全課 生活環境班
☎ 0470-62-1385

MEMO

A 犬の登録事項変更届出

本市に登録されている犬の登録情報のうち、市内間での変更が生じたとき（飼い主が市外に転居、市外の方に譲渡した場合は転居先又は新飼い主の属する自治体に届出）

必要な持ち物

※右記担当窓口までお問い合わせください。

期限

変更後速やかに

手続きができる人

犬の（新）飼い主

窓口

大原：環境保全課 生活環境班

☎ 0470-62-1385

夷隅：夷隅地域市民班

☎ 0470-86-2111

岬：岬地域市民班

☎ 0470-87-2111

MEMO

農地森林

A 農地法第3条の3第1項の規定による届出

農地所有者が亡くなられた場合

必要な持ち物

- ・相続人の印鑑
- ・農地の権利を取得したことがわかる書類(コピー可)

期限

相続登記終了後、速やかに

手続きができる人

相続人

窓口

農業委員会事務局

☎ 0470-62-1281

B 森林の土地の所有者届出

地域森林計画対象森林の土地の相続を受けた場合

必要な持ち物

- ・土地の位置を示す地図
- ・土地の登記事項証明書又はその他届出の原因を証明する書面(遺産分割協議の協議書や登記完了証等)(写しも可)
- ・相続人の印鑑(認印可)

届出の対象の森林であるかの確認は農林課にお問合わせください。

期限

所有者となった日から90日以内

手続きができる人

相続人

窓口

農林課 鳥獣・里山対策室

☎ 0470-62-1280

MEMO

市営住宅

A 異動届の提出

市営住宅の入居者が亡くなった場合

必要な持ち物

・本人確認書類・印鑑

期限

亡くなられてから速やかに

手続きができる人

亡くなった方以外の入居者又は親族

窓口

建設課 都市整備班

☎ 0470-62-1204

B 市営住宅承継入居承認申請書の提出又は退去届の提出

市営住宅の名義人が亡くなった場合承継又は退去の手続きが必要

必要な持ち物

・本人確認書類・印鑑等

期限

名義人が亡くなった場合速やかに

手続きができる人

名義人以外の入居者又は親族

窓口

建設課 都市整備班

☎ 0470-62-1204

MEMO

上水道

A 水道使用者等の名義変更

水道使用者又は水道料金の口座振替の名義人が亡くなった場合

必要な持ち物

・印鑑

期限

速やかに

手続きができる人

親族（相続人）

窓口

水道課 水道業務班

☎ 0470-62-1384

B 水道使用料の口座変更

水道使用料を納付されていた方が亡くなられたとき

必要な持ち物

・新しく登録をしたい口座の通帳と印鑑

※口座振替依頼書の記入を行っていただきます。

期限

速やかに

手続きができる人

親族（相続人）

窓口

水道課 水道業務班

☎ 0470-62-1384

その他

A 自死遺族支援

自死により大切な人を亡くされた方にとって、自身の抱える苦しみ、悲しみ、時には怒り等の感情を安心して語り、受け止めることのできる安全な環境が不可欠です。千葉県では、そのような場として「わかちあいの会」を開催しています。

必要な持ち物

なし

期限

なし

手続きができる人

自死遺族の方

窓口

千葉いのちの電話事務局

☎ 043-222-4416・4322

月～金曜日（祝日・年末年始除く）

9時～17時

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問合わせ先
厚生(共済)年金	■未支給年金請求 遺族厚生年金請求等	<input type="checkbox"/>	日本年金機構千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1丁目17番1 ☎ 043-242-6320 又は、亡くなられた方が加入していた共済組合
健康保険 (国民健康保険以外)	■埋葬料(費)の 支給申請等	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が加入されていた健康保険組合
国税関係	■相続税手続き ■所得税・消費税の申告 手続き	<input type="checkbox"/>	茂原税務署 茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎 ☎ 0475-22-2166
県税関係	■自動車税の減免に該当 しなくなったことの申告 手続き	<input type="checkbox"/>	茂原県税事務所 茂原市茂原1102番地1 長生合同庁舎1階 ☎ 0475-22-1721 大多喜支所 大多喜町猿稻14番地 夷隅合同庁舎1階 ☎ 0470-82-2214
不動産登記関係 ※相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。	■土地や家屋等移転登記	<input type="checkbox"/>	千葉地方法務局 いすみ出張所 いすみ市大原7400番地55 ☎ 0470-62-2283
遺言書	■検認・開封	<input type="checkbox"/>	千葉家庭裁判所一宮支部 千葉県長生郡一宮町一宮2791番地 ☎ 0475-42-3531
相続放棄 ※手続きの期間が定められています。	■相続放棄の申立	<input type="checkbox"/>	
遺産分割協議	■遺産分割協議の申立	<input type="checkbox"/>	
特別永住者証明書 在留カード	■返納	<input type="checkbox"/>	東京出入国在留管理局 千葉出張所(直接持参) 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティーセンター内 ☎ 043-242-6597

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	主な手続き	チェック	問合わせ先
生命保険等	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求等 	<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険等	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約等 	<input type="checkbox"/>	加入していた損害保険会社 又は代理店
預貯金口座等	<ul style="list-style-type: none"> ■口座凍結の解除 	<input type="checkbox"/>	各金融機関等
株式等	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更 	<input type="checkbox"/>	証券会社等
国債等	<ul style="list-style-type: none"> ■記名変更 ■償還金受領 	<input type="checkbox"/>	償還金支払場所又は 証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ■解約 	<input type="checkbox"/>	各契約会社
固定電話・携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ■契約承継・解約 	<input type="checkbox"/>	各契約会社
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約等 	<input type="checkbox"/>	各契約会社
NHK受信料	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約 	<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
電気・ガス料金等	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約 	<input type="checkbox"/>	各契約会社
ケーブルテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更・解約 	<input type="checkbox"/>	各契約会社
自動車運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ■返納 	<input type="checkbox"/>	いすみ警察署 いすみ市大原8312番地4 ☎ 0470-62-0110
普通自動車 2輪の小型自動車 (総排気量250ccを超えるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更 ■廃車 等 	<input type="checkbox"/>	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 袖ヶ浦市長浦580番地77 ☎ 050-5540-2025 (ガイダンス中 0・3・7プッシュ)
軽自動車 (総排気量125cc超250cc以下の2輪・3輪・4輪)	<ul style="list-style-type: none"> ■名義変更 ■廃車 等 	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支所 袖ヶ浦市長浦580番地101 ☎ 050-3816-3116

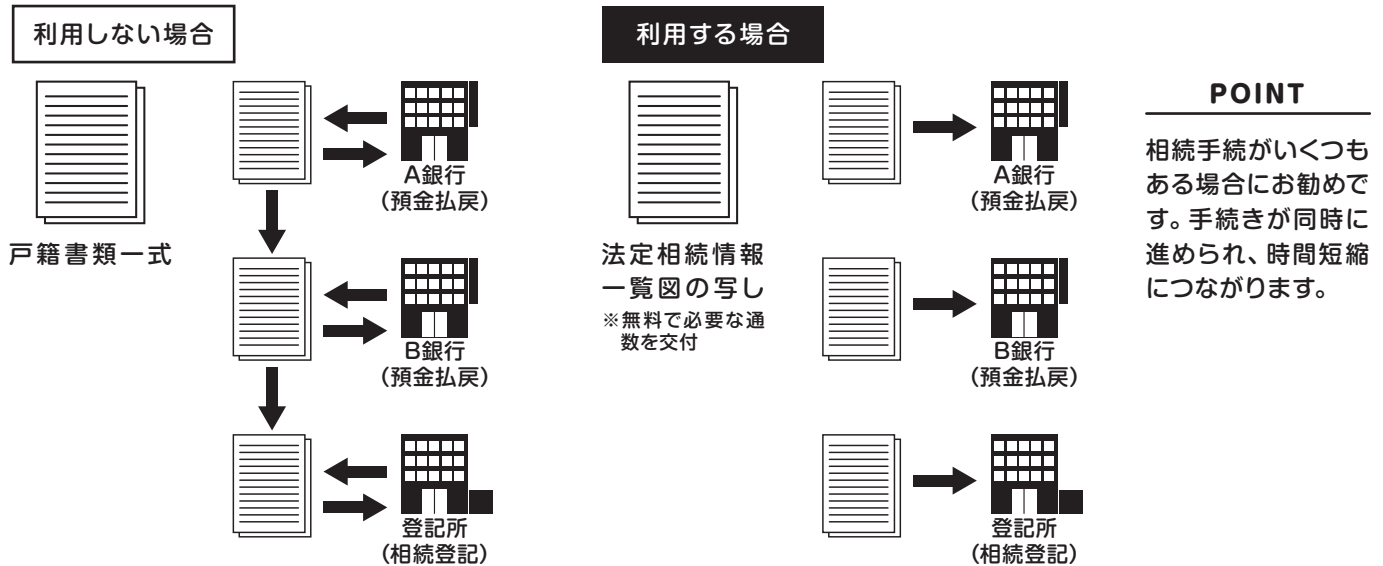
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家※2に依頼することも可能です。

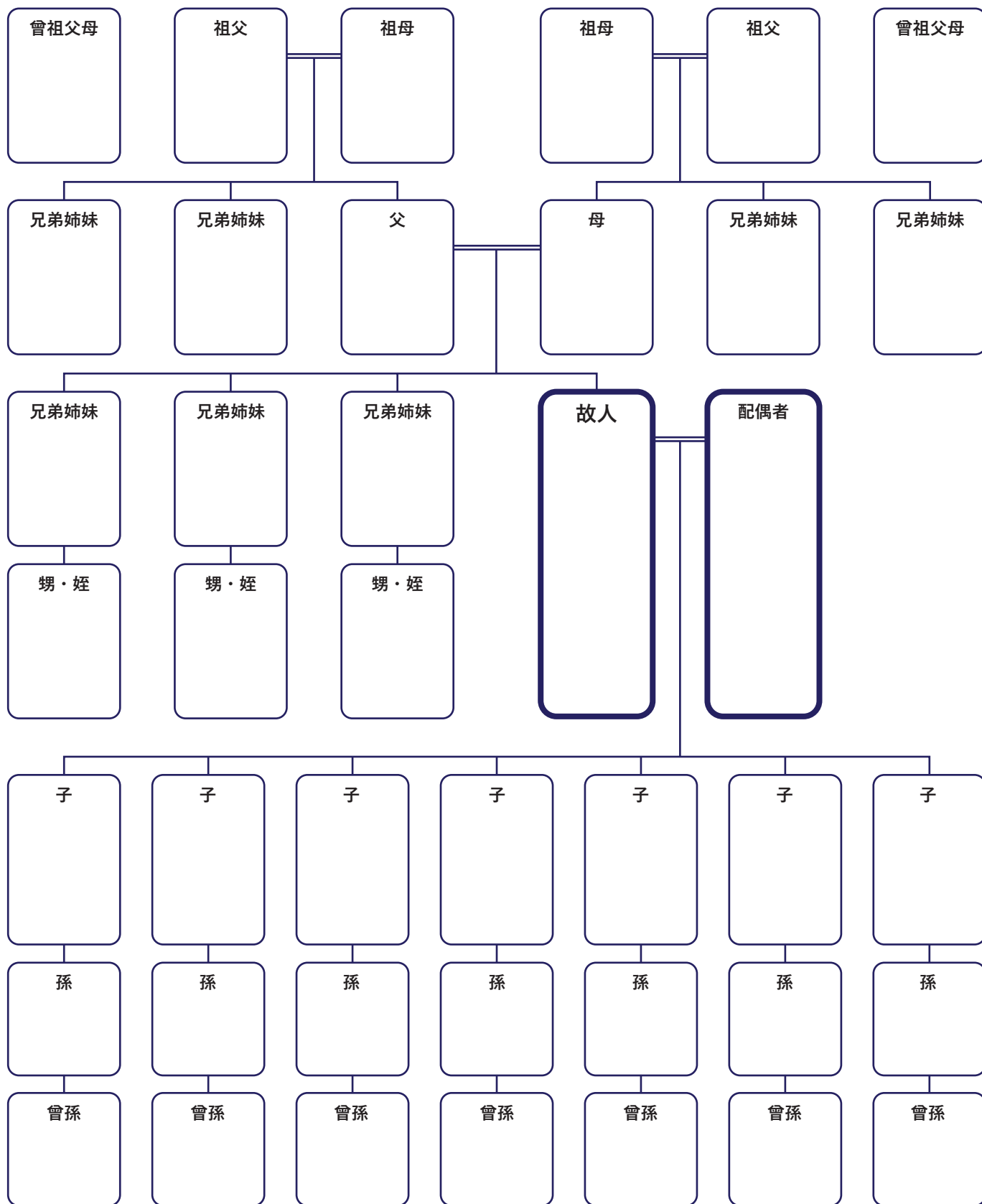
※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

ご遺族メモ／家系図（3親等以内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

発行 行 いすみ市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年12月作成

